

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		責任技術者の登録
根拠法令及び条項		新座市指定下水道工事店規則第13条 市長は、第3条第1項第1号において定める責任技術者についての登録を行うものとする。
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審  査	関係条項	<p>新座市指定下水道工事店規則</p> <p>第14条 協会が実施する試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。</p> <p>2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を受けることができない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権していないとき。</p> <p>(2) 不法行為、不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していないとき。</p> <p>(3) 精神の機能の障がいにより排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。</p> <p>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障がいにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>第15条 前条の資格を有する者で、責任技術者としての登録を受けようとする者は、試験に合格した日の属する年度の2月末日までに新座市排水設備工事責任技術者登録申請書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに申請できない特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。</p> <p>(1) 住民票記載事項証明書、履歴書及び写真</p> <p>(2) 責任技術者試験合格証の写し又は責任技術者証及び更新講習受講終了証の写し</p> <p>3 市長は、第1項の申請があったときは、新座市排水設備工事責任技術者名簿（以下「技術者名簿」という。）に登録するものとする。</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>受験資格審査、登録資格審査は埼玉県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施要綱と同要領で運用しているため、審査基準の設定は不要である。</p>
準	参考事項	<p>新座市指定下水道工事店規則</p> <p>第16条 市長は、第14条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録し、新座市排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員から要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 責任技術者は、責任技術者証に記載されている事項に異動があったときは、直ちに責任技術者異動届を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を市長に提出して再交付</p>

		を受けなければならない。 5 責任技術者は、第21条の規定により登録を取り消され、又は登録の効力を停止されたときは、遅滞なく市長に責任技術者証を返納しなければならない。この場合において、登録の効力を停止されたときの返納期間は、その停止された期間とする。
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成27年4月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	30日以内
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）